

## **地域協議会委員公募要領**

### **1 公募する委員**

地域協議会に多様な意見を反映するため、地域協議会委員の一部を公募する。なお、公募する委員数については、南相馬市地域自治区地域協議会に関する規則第2条第2項の規定の内数で、各区地域協議会3人以内とする。

### **2 委員の任期**

2年

### **3 応募資格**

満18歳以上（令和8年1月1日現在）で南相馬市に住所を有する者とし、住所を有する地域自治区の委員にのみ応募することができるものとする。ただし、現に南相馬市の附属機関及び各種検討委員会の委員である者を除くものとする。

### **4 募集の周知方法及び応募期限**

- (1) 広報「みなみそうま」1月1日号及び市ホームページに募集記事を掲載し、周知する。
- (2) 応募票は各区の案内窓口に備え付けるほか、市ホームページからもダウンロードできるものとする。
- (3) 応募の期限は、令和8年2月2日（月）までとする。

### **5 応募方法**

- (1) 所定の応募票に必要事項を記載し、「私が考える市民参加のまちづくり」をテーマとした小論文（原稿用紙で800字程度。任意用紙も可とする。）を添えて、各区地域振興課に応募するものとする。
- (2) 応募方法は、直接持参・郵送（応募期限日までの消印があるものは有効）・ファクス・電子メールのいずれかの方法によるものとする。

### **6 公募委員の選考**

- (1) 市長が地域自治区ごとに委嘱した推薦委員により応募資格及び小論文を審査し、委員とすべきものを選考し、市長へ推薦するものとする。
- (2) 選考の結果については、選考後本人に通知するものとする。

※公募委員が定数に満たない場合、再募集はしないものとする。